

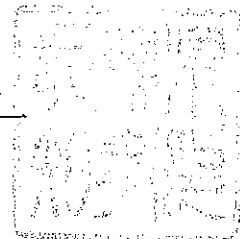


参考資料 1

24 水大第 435 号
平成 25 (2013 年) 3 月 26 日

長野県環境審議会
会長 藤 縄 克 之 様

長野県知事 阿 部 守 一



水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定
について (諮問)

長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (平成 25 年長野県条例第 11 号)
第 8 条第 1 項に規定する水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針
を定めたいので、同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

水資源は、県民共有の貴重な財産であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で不可欠なものです。

県では、すべての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号。以下「条例」という。）を制定したところです。

この条例では、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を、市町村長の申出等により、水資源保全地域として指定するとともに、水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制を中心とした水資源を保全するための措置等を講ずることとしています。

この条例の着実な推進を図るため、条例第8条第1項に規定する水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針を策定したいので、同条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定について

水大気環境課

1 趣 旨

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）の着実な推進を図るため、条例第 8 条第 1 項の規定により、水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針を策定する。

2 基本指針の内容

(1) 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項

水資源の保全のための方針、考え方その他の基本的事項（水源地域の範囲、当該地域において土地所有者等が配慮すべき一般的な事項、土地利用に関する法令に基づく手続など）を定める。

(2) 水資源保全地域の指定に関する事項

水資源保全地域の指定に関する基本的な考え方、区域設定の考え方等を定める。

区域設定の考え方の例

ア 地表水（河川水、伏流水、湖沼水、ダム水）から原水を取り入れる場合
山間地における公共の用に供する水源に係る取水地点に対する集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況、土地の所有又は利用の状況等を踏まえ、集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とする。

イ 地下水（浅層地下水、深層地下水及び湧水）から原水を取り入れる場合
公共の用に供する水源に係る取水地点から一定距離の範囲について、水源の地形、地質、取水深度等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、全部又は一部の区域（都市計画法に規定する市街化区域又は用途地域など市街地を形成している区域を除く。）とする。

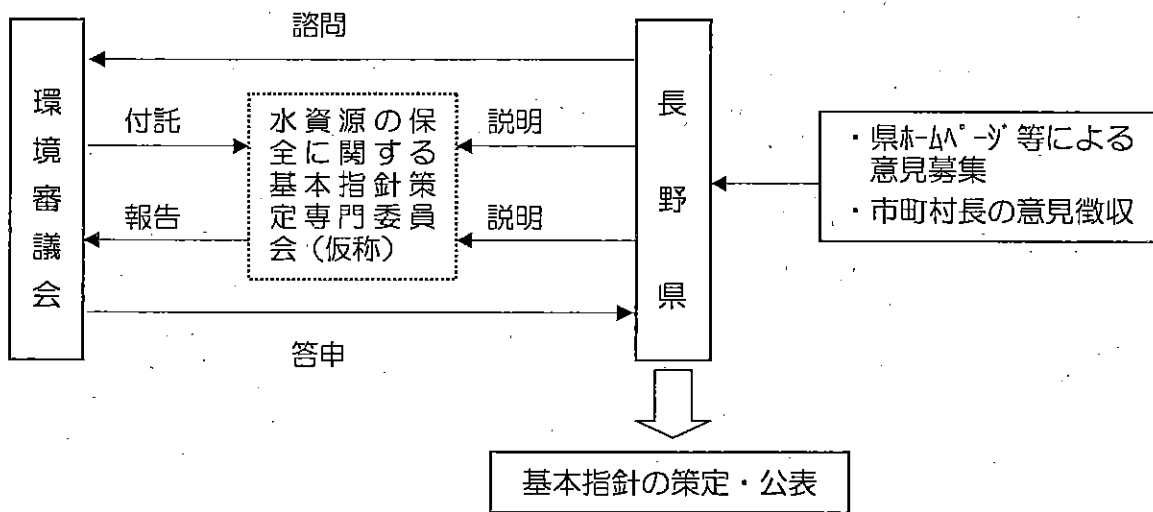
(3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域において、土地所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。）が配慮すべき事項を定める。

土地所有者等が配慮すべき事項の例

- ア 水資源の確保が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- イ 水資源の保全に支障を及ぼさないよう適正な土地利用を行うこと。
- ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うこと。
- エ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

3 基本指針策定の手順



4 基本指針策定のスケジュール

項目	年度	平成25年度				
		3月	4月	5月	6月	7月
環境審議会		諮問		中間報告		答申
専門委員会			○ 骨子案の検討	○ 素案の検討	○ 答申案の検討	
市町村				説明会・意見聴取		
パブリックコメント				←→		

5 その他

基本指針の策定後、市町村長の申出等により、環境審議会の審議等を経て、水資源保全地域の指定が行われます。

なお、平成25年度は、水資源保全地域の指定に係る環境審議会への諮問を、2回予定しています。

水資源保全地域の指定のイメージ（表流水・伏流水）



水源地域
表流水・伏流水の場合は、集水区域と一致

■土地の取引等の事前届出があった場合

- ・市町村への情報提供（市町村は公有林化等を検討）
- ・届出の概要を県HPで公表、届出事項の公衆縦覧
- ・届出者及び契約の相手方に対し、土地の利用方法等について助言

水源地域（公共の用に供する水源及び周辺区域）のうち、土地の所有及び利用の状況を勘案（国有林や保安林に指定されている区域は除外）して水源の保全のために必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定